

# 我が国の原産地規則の概要

～EPA 特恵原産地規則に焦点を当てて～

第1部

東京税関 業務部 総括原産地調査官  
2011年12月

# はじめに

EPA及びEPA特恵原産地規則は原則として、相手国(等)の名称の英字→かな50音順に並べています。

日ASEAN包括的経済連携協定

- 日インド経済連携協定
- 日インドネシア経済連携協定
- 日シンガポール経済連携協定
- 日スイス経済連携協定
- 日タイ経済連携協定
- 日チリ経済連携協定
- 日フィリピン経済連携協定
- 日ブルネイ経済連携協定
- 日ベトナム経済連携協定
- 日マレーシア経済連携協定
- 日メキシコ経済連携協定

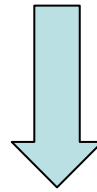
この資料では各協定の名称を「シンガポール協定」・「タイ協定」等、省略して記載している箇所があります。

# 第1部

## 原産地規則の基本的概念

1. 原産地規則とは何であるか？ . . . . 4
2. 原産地規則はなぜ必要か？ . . . . 5
3. 原産地規則にはどのようなものがあるか？ . . . . 20
4. 原産地規則の構成はどのようなものとなっているか？ . . . . 26
5. 原産地はどのようにして決定するのか？ . . . . 38
6. 補足事項 . . . . 42

# 1. 原産地規則とは何であるか？



原産地(=物品の「国籍」)を決定するための  
ルール

以下のポイントに沿った形で説明

- ・なぜ必要か
- ・どのような規則があるか
- ・ルールの構成・構造はどうなっているか
- ・原産地をどのようにして決定するのか

## 2. 原産地規則はなぜ必要か？

この質問は次の2つの質問に細分される



Q 1 : 「原産地」という概念はなぜ必要か？

Q 2 : 「原産地」という概念が必要だとして、なぜ「原産地」を決定するルールが必要か？

## 2. 原産地規則はなぜ必要か？

Q 1 : 「原産地」という概念はなぜ必要か？

A 1 : 関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存する場合が存在するから。

Q 2 : 「原産地」という概念が必要だとして、なぜ「原産地」を決定するルールが必要か？

A 2 : A 1 のような場合には、何らかの手段により原産地を決定することが必要。したがって、原産地を決定するための規則が必要となる。



という回答になるが、その前に解決すべき疑問がある

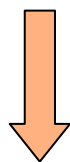
## 根本的疑問：

原産地（＝物品の国籍）というものは、予めルールを決めておかないと、決定することができないものなのか？

「その物品を作った国」として、自動的に、又は、一意的に決まるものではないのか？

- 生産が1カ国で完結していれば、当然その国が『原産地』と考えられる。

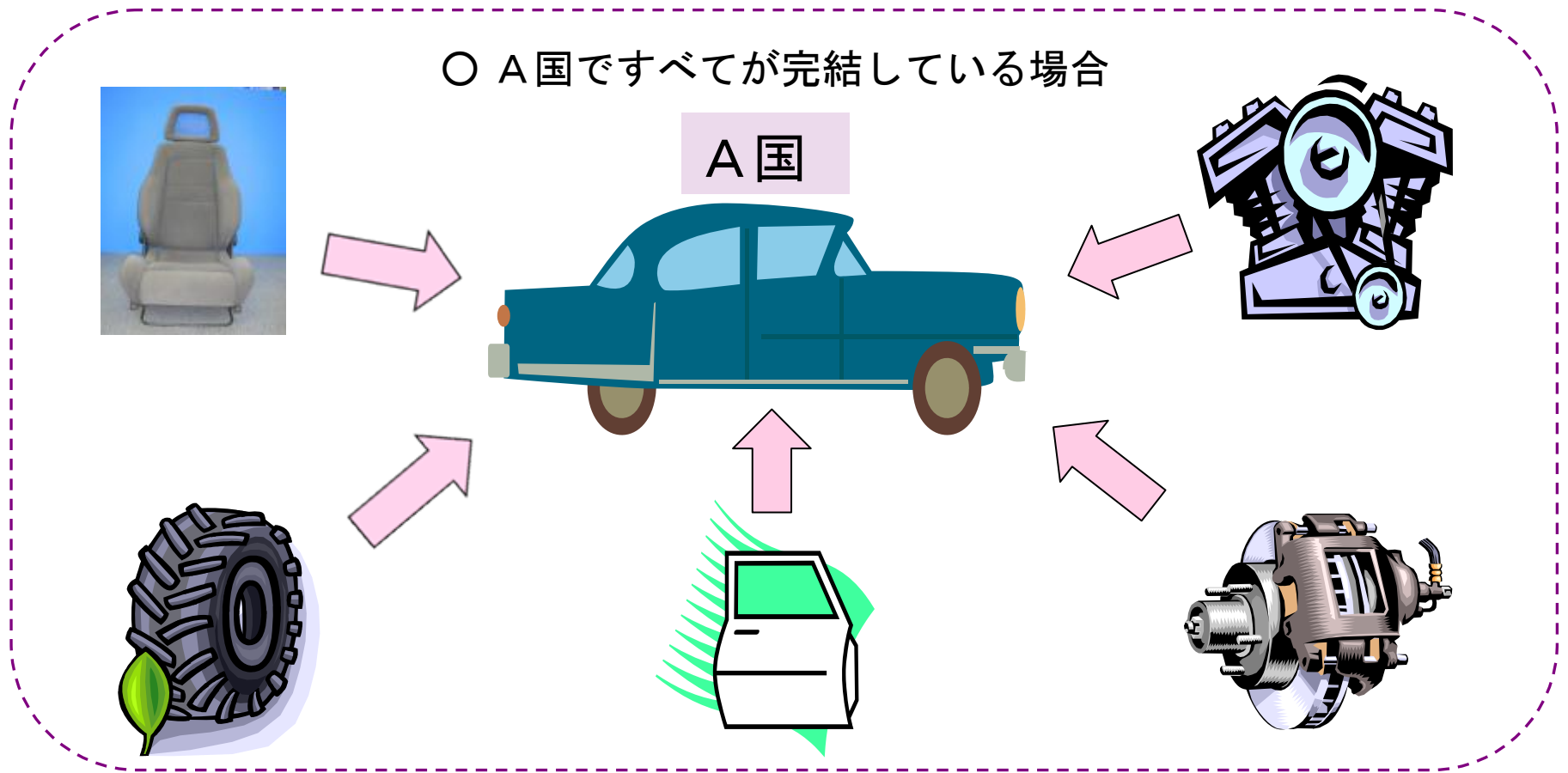
であれば、ルールは不要ではないか？



確かにそういう考え方もあろうが、そもそもどのような生産がこのカテゴリーに含まれるのかを明確に定義しておく必要があり、いずれにせよ、ルールが必要。

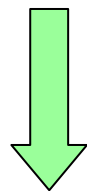
# 自動車の原産地はどこか？－①

○ A国ですべてが完結している場合



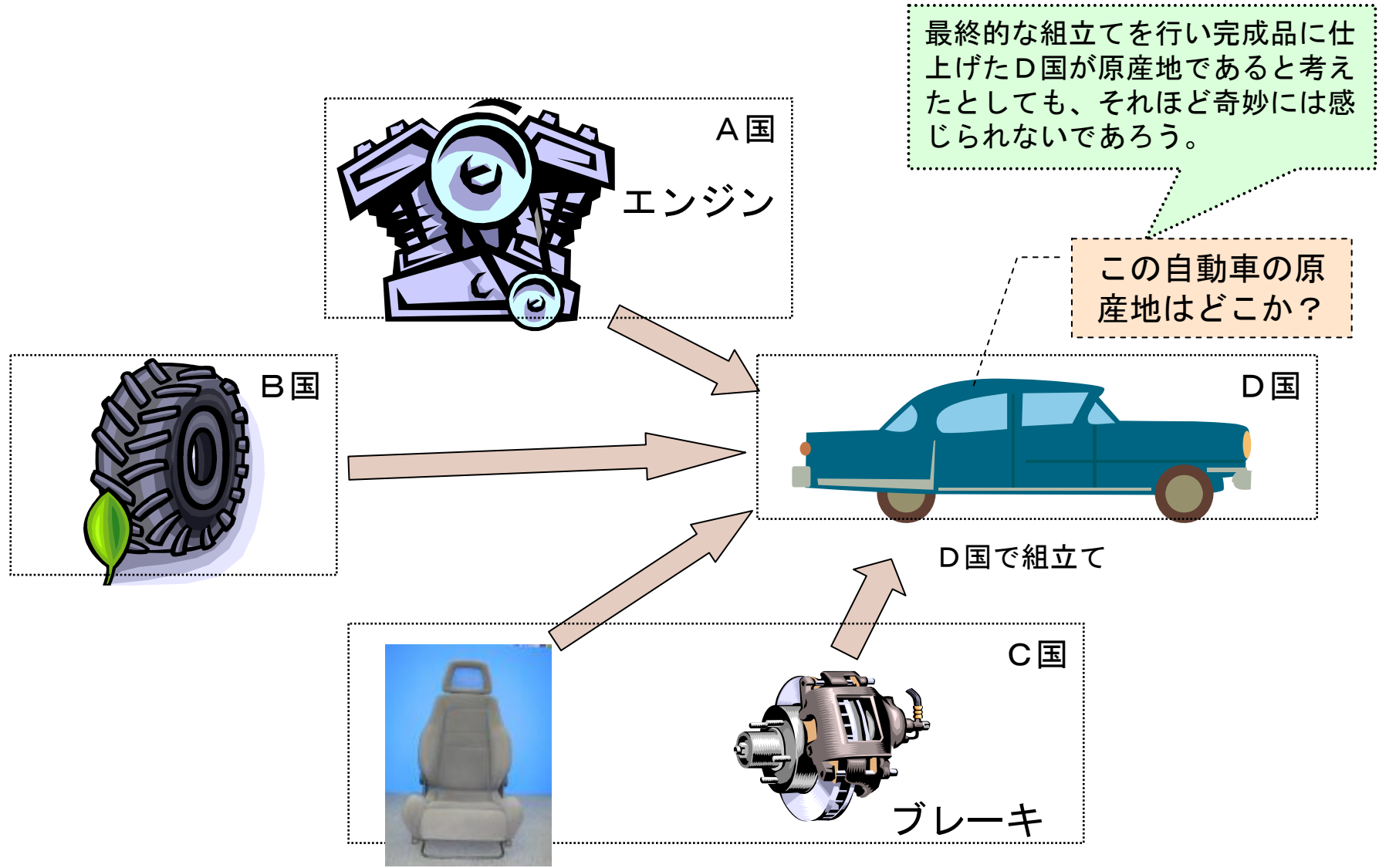
A国と考えるのが自然（だが実際には極めて考えにくい）

- 現在においては、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在

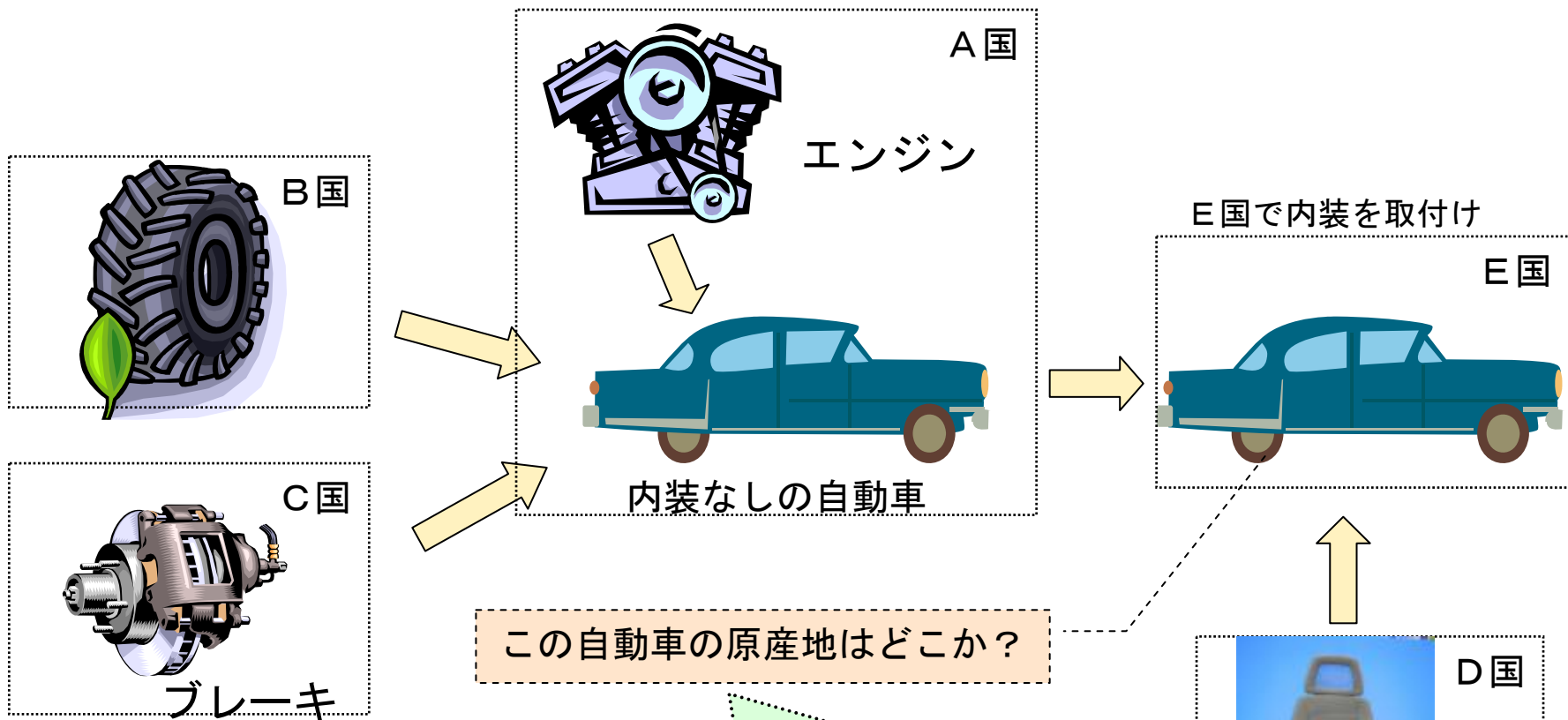


そういった物品については、生産に関わっている複数国のうち、どの国が原産地であるかを決定するためには、何らかのルールを用いる必要がある。

# 自動車の原産地はどこか？ - ②



# 自動車の原産地はどこか？－③



- ①最終的な完成品に仕上げたE国を原産地とする考え方もあれば、
- ②E国における生産工程は重要なものではなく、自動車の重要な部分を生産したA国を原産地とする考え方もあろう。

➡ このような例では、原産地は一意的には決まらず、ルールが必要となり得る。

# どのような政策目的に対して原産地規則が適用されるのか？

特恵待遇  
の付与

- ・ 一般特恵 (G S P) 関税
- ・ E P A (経済連携協定) 特恵関税

2種類の特恵関税(特恵税率)について、15ページ及び16ページにおいて詳述する。

非特恵措置  
の適用

## 通商政策

最恵国待遇(W T O協定税率等の適用)

アンチ・ダンピング税(不当廉売関税)

相殺関税

セーフガード措置

差別的な数量割当、関税割当、輸入禁止

## 国家安全保障

禁輸政策

## 消費者保護

原産地表示

## その他

政府調達

貿易統計

(注) 非特恵措置とは、特恵待遇の付与以外の各種の措置をいう。16ページ及び21ページも参照。

# 関税率の適用と原産地規則との関係

輸入申告書には関税の税額を記入 (関税法第7条第2項)

これを決めるのが  
関税評価

数量又は価格

$$\text{関税の税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}$$

この軸上のいずれに該当するかを決定するのが原産地規則

対象産品	すべての国の産品	すべての国の産品	WTO協定加盟国の産品	政令で指定する開発途上国の原産品	シンガポールの原産品	メキシコの原産品	マレーシアの原産品
税率名 品目	基本税率	暫定税率	WTO協定税率	一般特惠 (GSP) 税率	シンガポール特惠税率	メキシコ特惠税率	マレーシア特惠税率
A							
B							
C							
D							
E							

この軸上の  
いずれに該  
当するかを  
決定するの  
が関税分類

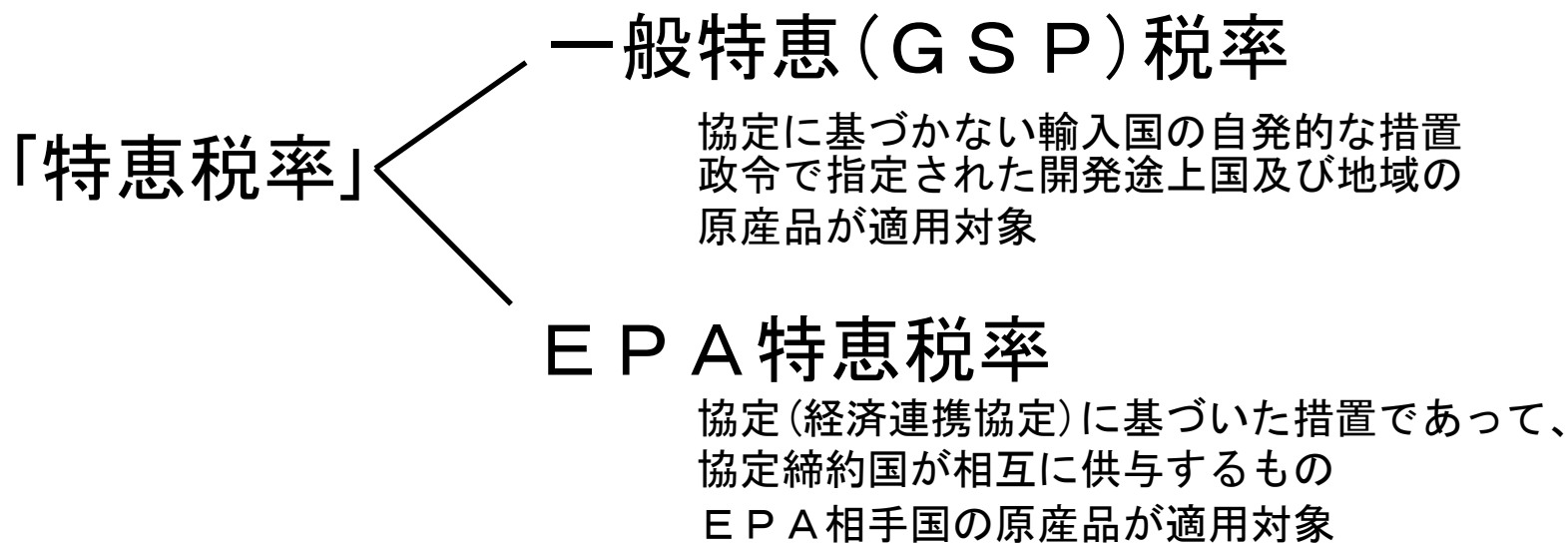
7000以  
上の品  
目に税  
率を設  
定

この表の中では  $5 \times 7 = 35$  個の税率が存在し得る。

ここに掲げた例では、1つの品目に最大で7種類の税率が設定されている。  
この他にも別の種類の税率が存在し得る。

# 「特惠税率」は2つのカテゴリーに分けられる①

「特惠税率」：ある特定の国・地域に対する関税率に関する特別な待遇（ある特定の国・地域の産品に対しては、他の国の産品に対して適用される税率よりも低い税率を適用するということ）。



# 「特惠税率」は2つのカテゴリーに分けられる②

前ページで述べたとおり、「特惠税率」は、協定に基づくものと、協定に基づかないものとの2種類に分けられる。

一方、「協定に基づく税率」は「特惠税率」だけではなく、「特惠」ではない(=非特惠の)税率も存在し、現在は、WTO協定税率がそれに該当する。

日シンガポール経済連携協定発効日までは、「特惠税率」とは、協定に基づかない「一般特惠(GSP)税率」のみであり、また、協定に基づく税率は、非特惠の「ガット/WTO協定税率」のみであった。

現在は、協定に基づく「特惠税率」である「EPA特惠税率」が11種類存在する。

2002年11月30日(日シンガポール経済連携協定発効日)より前

	協定に基づくもの	協定に基づかないもの
特惠	なし	一般特惠(GSP)税率
非特惠	ガット/WTO協定税率	

昔は、これだけを「特惠税率」と呼んでも問題はなかった。

昔は、これだけを「協定税率」と呼んでも問題はなかった。

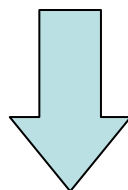
2011年12月1日現在

	協定に基づくもの	協定に基づかないもの
特惠	<b>EPA特惠税率</b> ASEAN包括特惠税率 インド特惠税率 インドネシア特惠税率、 シンガポール特惠税率、 スイス特惠税率、 タイ特惠税率、チリ特惠税率、 フィリピン特惠税率 ブルネイ特惠税率、 ベトナム特惠税率、 マレーシア特惠税率、 メキシコ特惠税率、	一般特惠(GSP)税率
非特惠	WTO協定税率	

# 二国間経済連携協定における事例

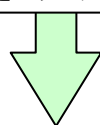
(例：日インドネシア経済連携協定)

インドネシア特恵税率(日インドネシア経済連携協定に基づく特恵税率)が他の税率(国定税率、WTO協定税率)より低い場合には、それらに優先して適用



輸入貨物にインドネシア特恵税率が適用されるか否かをまず確認することが必要

適用されるための要件は・・・



# インドネシア特惠税率が適用されるための要件

スライド番号30も参照

大きく分けて2つの要件がある。

① 輸入貨物の関税率表上の所属区分にインドネシア特惠税率が設定されているか？

日インドネシア経済連携協定附属書1(関税の撤廃又は引下げを約束した品目のリスト)において、関税の撤廃又は引下げの対象として指定されていること

② 輸入貨物にインドネシア特惠税率の適用資格があるか？

原産地規則

(a) インドネシアの原産品であること  
(原産地基準及び積送基準)

(b) インドネシアの原産品であること(=原産地基準及び積送基準の両方をそれぞれ満たしていること)が、輸入申告時に税関に対して証明されること。また、原産品であることの確認を行った場合、原産品であることが否定されないこと(手続的規定)

ここで原産地規則が必要となる

# 「迂回」防止のための原産地規則

①今、おもちゃに関するWTO協定税率が20%\*であると仮定する。

②ここでインドネシア原産のおもちゃの関税率を日インドネシアEPAの枠組みの下で5%\*にしたとする。

20%という高関税の適用を回避して5%という低関税の適用を狙っている

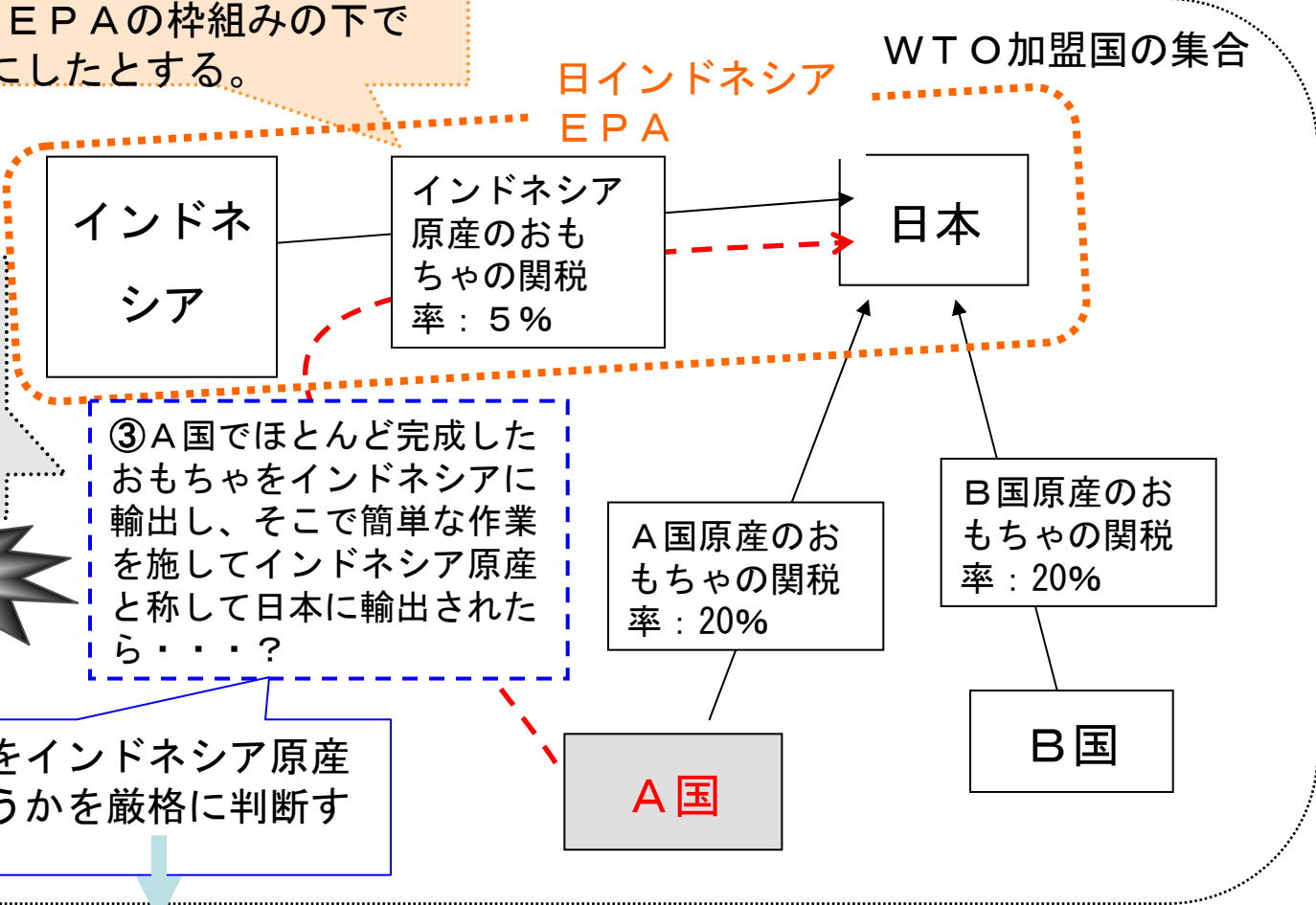


③A国でほとんど完成したおもちゃをインドネシアに輸出し、そこで簡単な作業を施してインドネシア原産と称して日本に輸出されたら・・・？

④このようなものをインドネシア原産と認めてよいかどうかを厳格に判断する必要！

原産地規則が必要となる

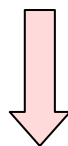
\*実際の税率とは異なる



### 3. 原産地規則にはどのようなものがあるか？

日本に存在する原産地規則は1種類のみという訳ではない。

原産地規則が適用される政策目的は数多く存在。

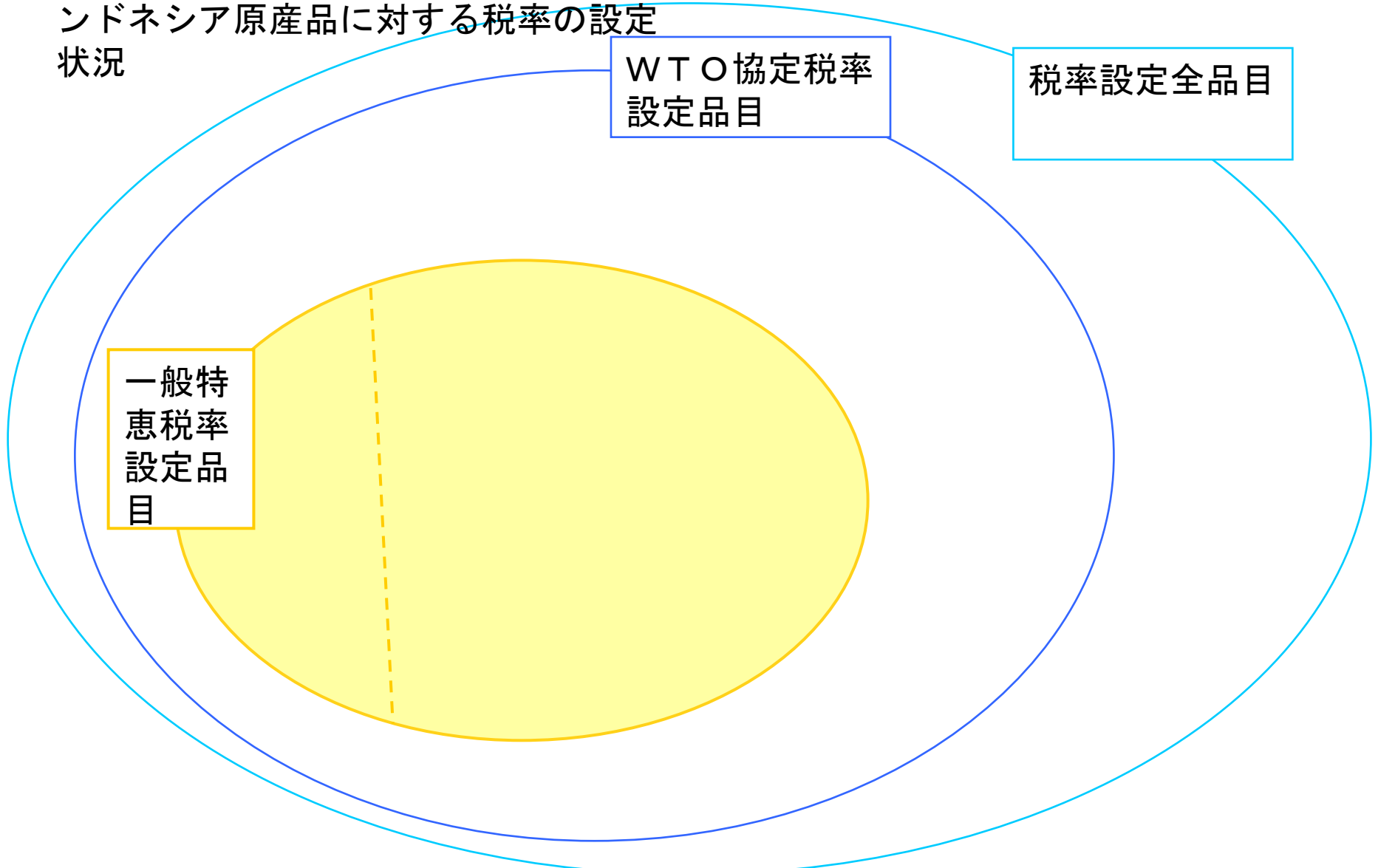


目的ごとに、異なる原産地規則が存在。

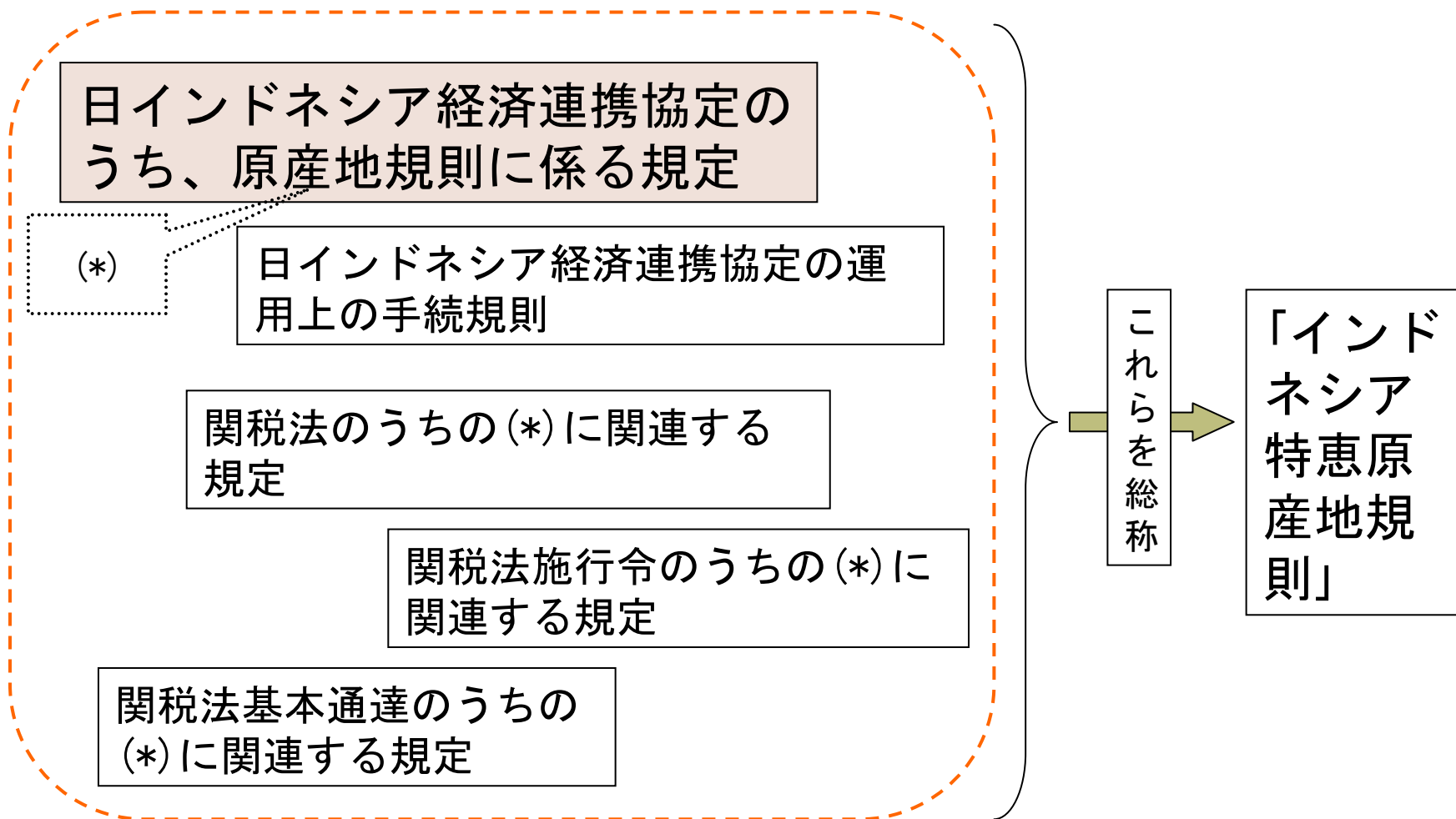
# 日本に現存する関税関連の原産地規則の例

		根拠法令等	対象国	
特恵原産地規則	一般特恵(GSP)原産地規則	関税暫定措置法施行令第26条～第31条等、同施行規則第8条～第10条等、関税暫定措置法基本通達8の2-1～8の2-17	開発途上国	
	EPA特恵原産地規則	ASEAN包括特恵原産地規則	日ASEAN包括的経済連携協定第23条～第37条、附属書2、3、4、運用上の規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	日ASEAN包括的経済連携協定締約国
		インド特恵原産地規則	日インド経済連携協定第26条～第41条、附属書2、3、運用上の手続 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-22	インド
		インドネシア特恵原産地規則	日インドネシア経済連携協定第28条～第50条、附属書2、3、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	インドネシア
		シンガポール特恵原産地規則	日シンガポール経済連携協定第22条～第34条、附属書II A、II B 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-23	シンガポール
		スイス特恵原産地規則	日スイス経済連携協定第23条、附属書2、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	スイス(リヒテンシュタインを含む。)
		タイ特恵原産地規則	日タイ経済連携協定第27条～第49条、附属書2、3、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-22	タイ
		チリ特恵原産地規則	日チリ経済連携協定第29条～第54条、附属書2、3、4、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	チリ
		フィリピン特恵原産地規則	日フィリピン経済連携協定第28条～第49条、附属書2、3、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	フィリピン
		ブルネイ特恵原産地規則	日ブルネイ経済連携協定第23条～第47条、附属書2、3、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-22	ブルネイ
		ベトナム特恵原産地規則	日ベトナム経済連携協定第23条～第37条、附属書2、3、運用上の規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	ベトナム
		マレーシア特恵原産地規則	日マレーシア経済連携協定第27条～第50条、附属書2、3、運用上の手続規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-22	マレーシア
		メキシコ特恵原産地規則	日メキシコ経済連携協定第22条～第49条、附属書4、5、統一規則 関税法第68条第2項、関税法施行令第61条 関税法基本通達68-5-0～68-5-21	メキシコ
		非特恵原産地規則	WTO協定税率適用のための原産地規則	関税法施行令第4条の2第4項 関税法施行規則第1条の5～第1条の6 関税法基本通達68-3-5～68-3-9
便益関税適用のための原産地規則	関税定率法基本通達5-1(関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)		便益関税適用国	
アンチ・ダンピング税適用のための原産地規則	韓国・台湾原産のポリエステル短繊維を対象とするもの		「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」において一般特恵原産地規則を準用	韓国、台湾
	オーストラリア、スペイン、中国、南アフリカ原産の電解二酸化マンガンを対象とするもの		「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」において関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定する旨を規定	オーストラリア、スペイン、中国、南アフリカ
報復関税適用のための原産地規則 (現在は、米国原産の玉軸受等を対象とするもののみ)	「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」において一般特恵原産地規則を準用		米国	
原産地表示のための原産地規則	関税法基本通達71-3-1(関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)		すべての国・地域	
輸入統計のための原産地規則	外国貿易等に関する統計基本通達7-2(関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)	すべての国・地域		

2008年7月1日より前（協定発効前）に  
インドネシアから日本に輸入されるイ  
ンドネシア原産品に対する税率の設定  
状況



# 「インドネシア特惠原産地規則」という用語の意味



2008年7月1日以降（協定発効後）にインドネシアから日本に輸入されるインドネシア原産品に対する税率の設定状況

WTO協定税率適用のための原産地規則を満たしていれば、WTO協定税率を適用

WTO協定税率  
設定品目

税率設定全品目

インドネシア特  
恵税率設定品目

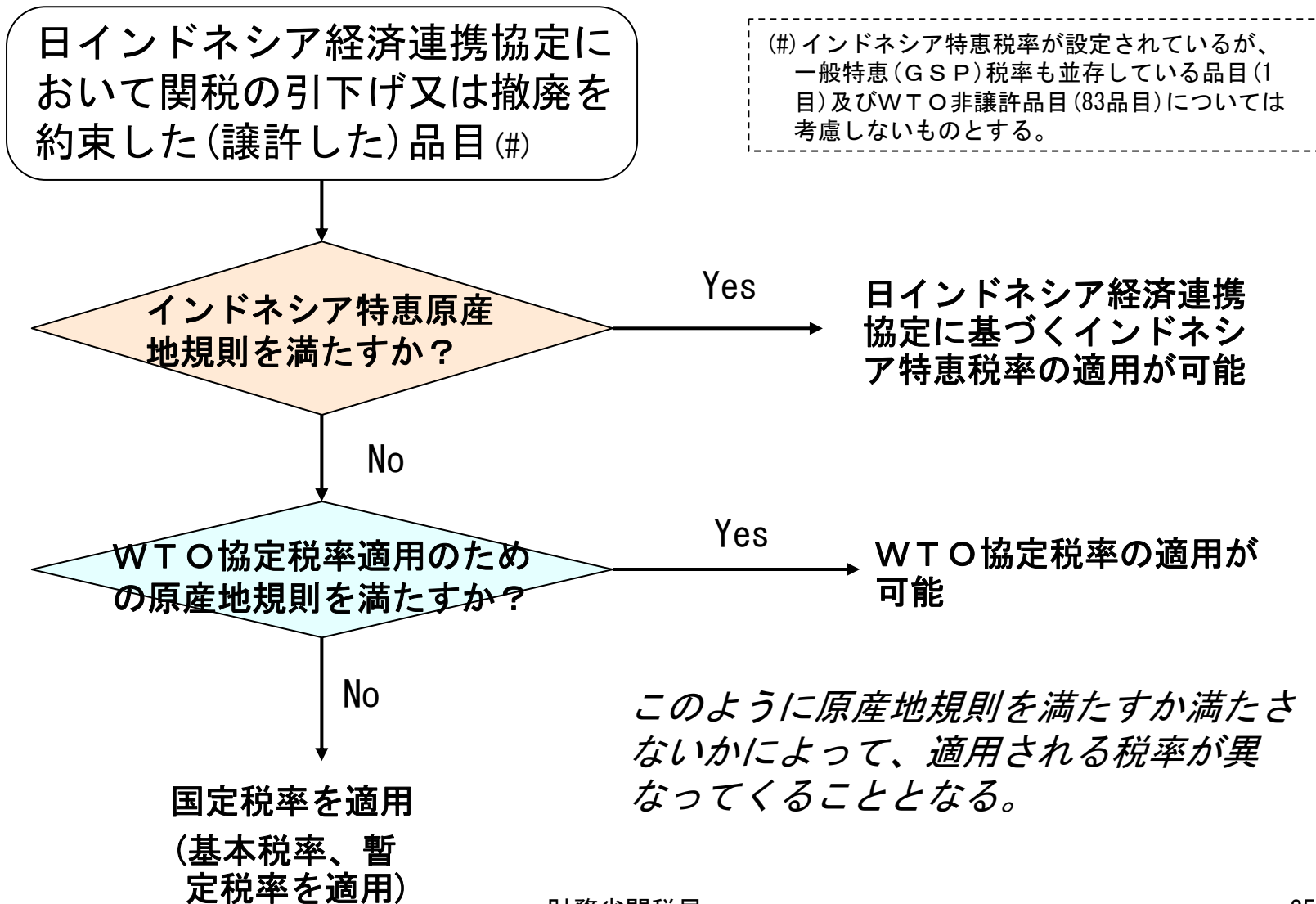
一般特  
恵税率  
設定品  
目

一般特恵税率・イン  
ドネシア特恵税率並  
存品目

インドネシア特恵原  
産地規則を満たして  
いれば、インドネシ  
ア特恵税率を適用

一般特恵原産地  
規則を満たして  
いれば、一般特  
恵税率を適用

# 日インドネシア経済連携協定において関税の引下げ又は撤廃を約束した(譲許した)品目であっても・・・

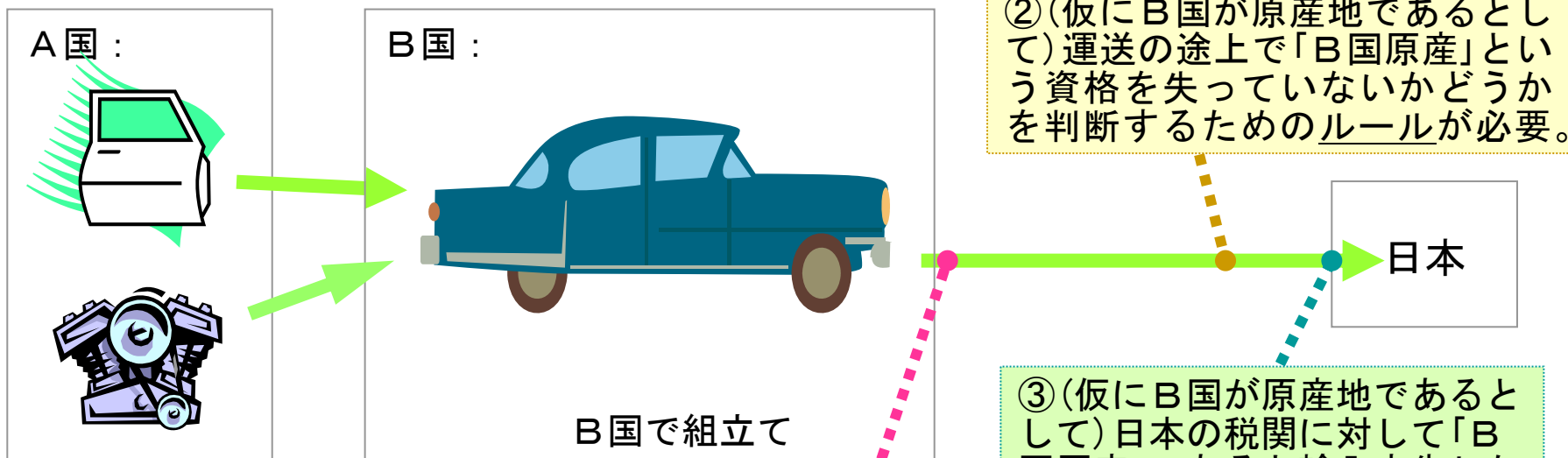


## 4. 原産地規則の構成はどのようなものとなっているか？

- (1) 一般的な構成
- (2) 関税上の特恵待遇等を受けるための要件と原産地規則との関係
- (3) 個々の規則における構造

# (1) 原産地規則の一般的な構成－①

- B国から日本に自動車が入力されたとき



## ②積送基準

②(仮にB国が原産地であるとして) 運送の途上で「B国原産」という資格を失っていないかどうかを判断するためのルールが必要。

③(仮にB国が原産地であるとして) 日本の税関に対して「B国原産」であると輸入申告した場合に、そのことをどうやって証明・確認するかという手続を定めるルールが必要。

①この自動車の原産地がどこであるかを(輸出の時点で)具体的に決定するためのルール(例えば、「最終的な組立てを行い完成品に仕上げたB国を原産地とする」といったルール)が必要。

## ①原産地基準

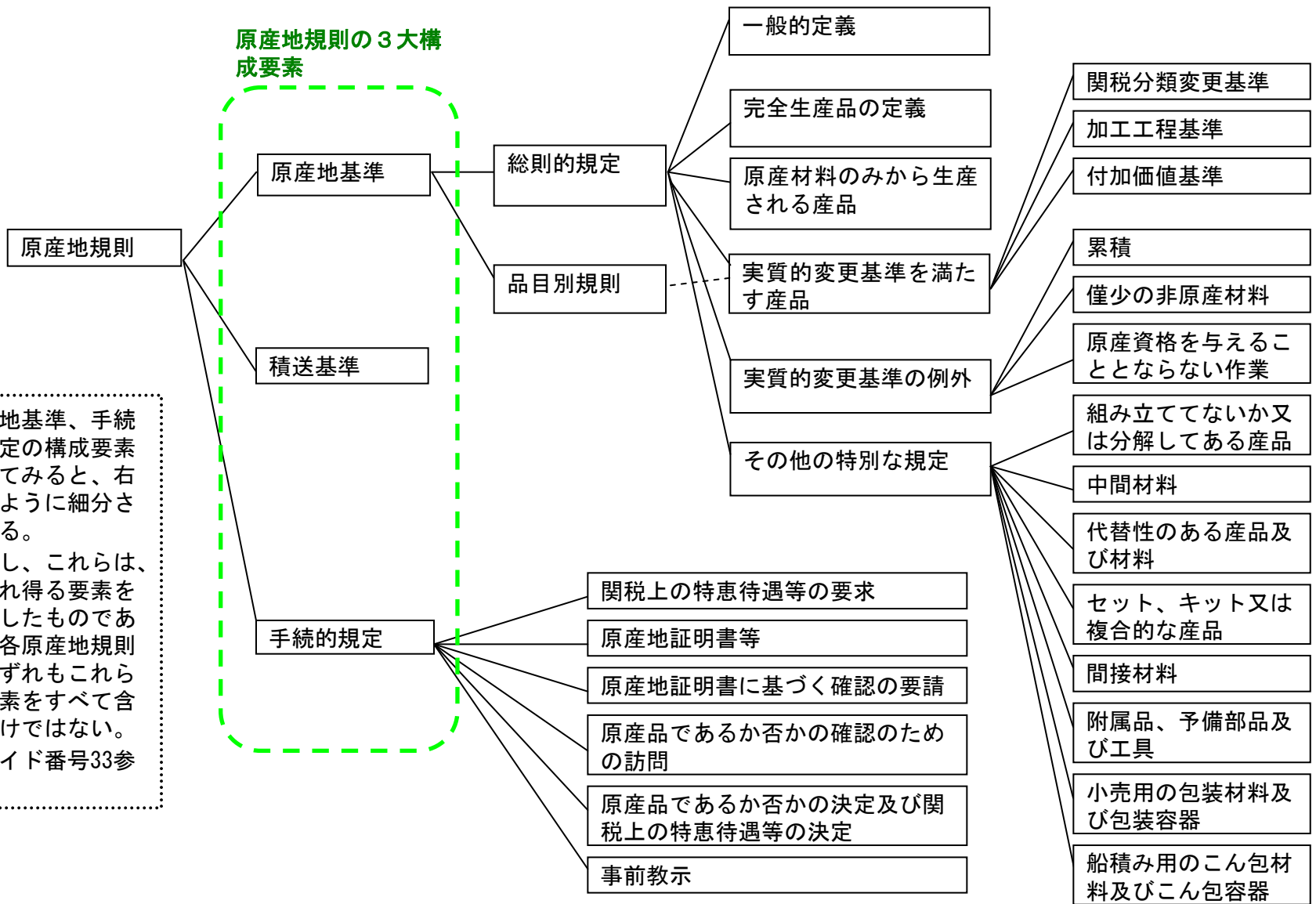
①-(a)  
品目横断的な総則的規定

①-(b)  
個々の品目ごとの規定  
(品目別規則)

## ③手続的規定

# (1) 原産地規則の一般的な構成②

原産地規則の3大構成要素



原産地基準、手続的規定の構成要素を見てみると、右図のように細分され得る。ただし、これらは、含まれ得る要素を列挙したものであり、各原産地規則がいずれもこれらの要素をすべて含むわけではない。スライド番号33参照。

## (2) 関税上の特惠待遇等を受けるための要件と原産地規則との関係

ある国から輸入される貨物が関税上の特惠待遇等(関税に関するある種の特別待遇)を受けるために必要な条件

- ①当該貨物が当該特惠待遇等の対象として指定されていること、
- ②当該貨物が当該特惠待遇等を受けるための条件を実際に満たしていること、及び、
- ③当該満たしていることを税関当局に対して証明すること

当該貨物が、当該特別待遇の対象であることが譲許表等において指定されているということ

実体的要件

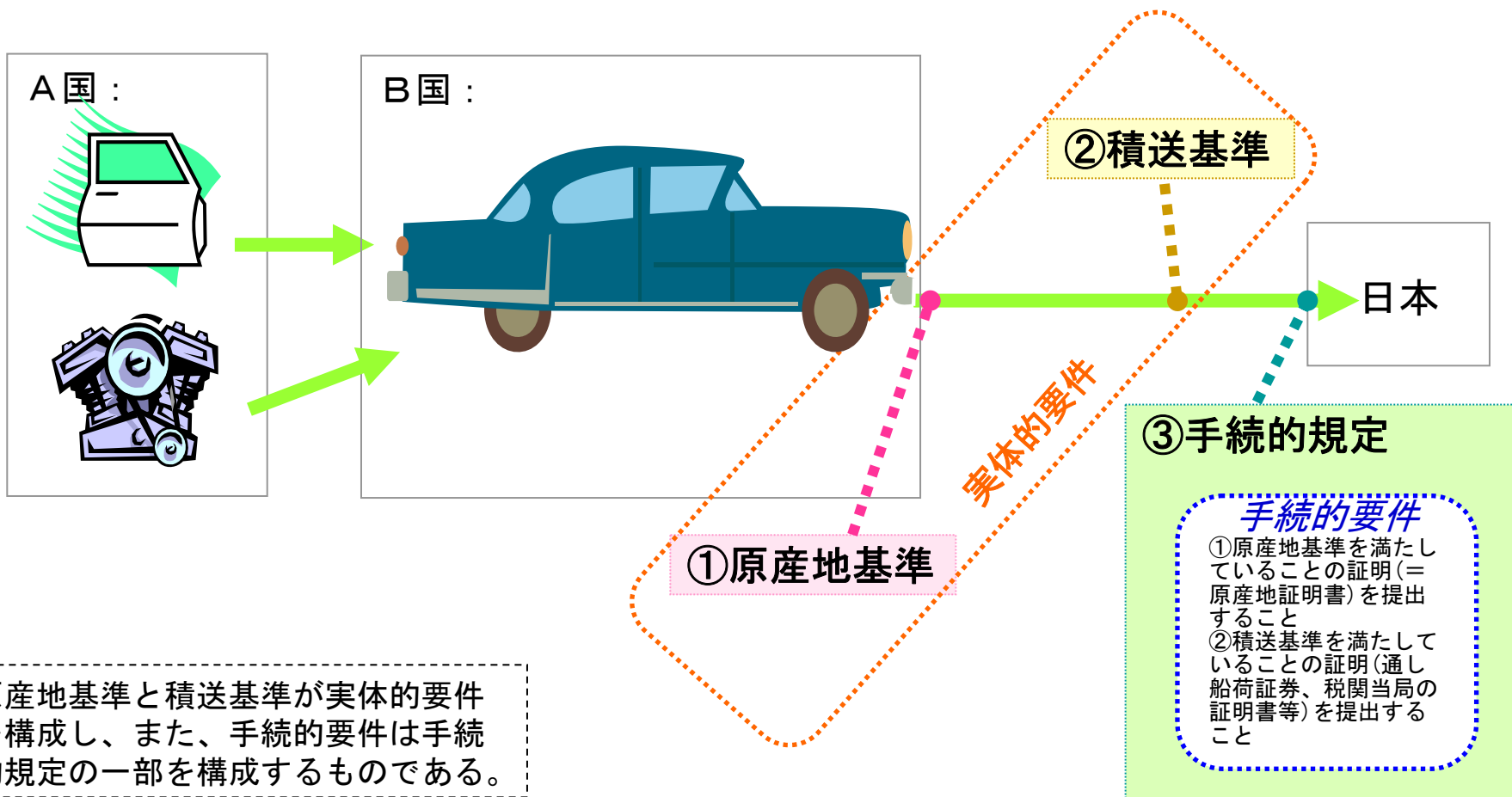
原産地規則

手続的要件

スライド番号27も参照。なお、スライド番号18における②の(a)が本スライドの②に、また、スライド番号18における②の(b)が本スライドの③に、それぞれ対応する。

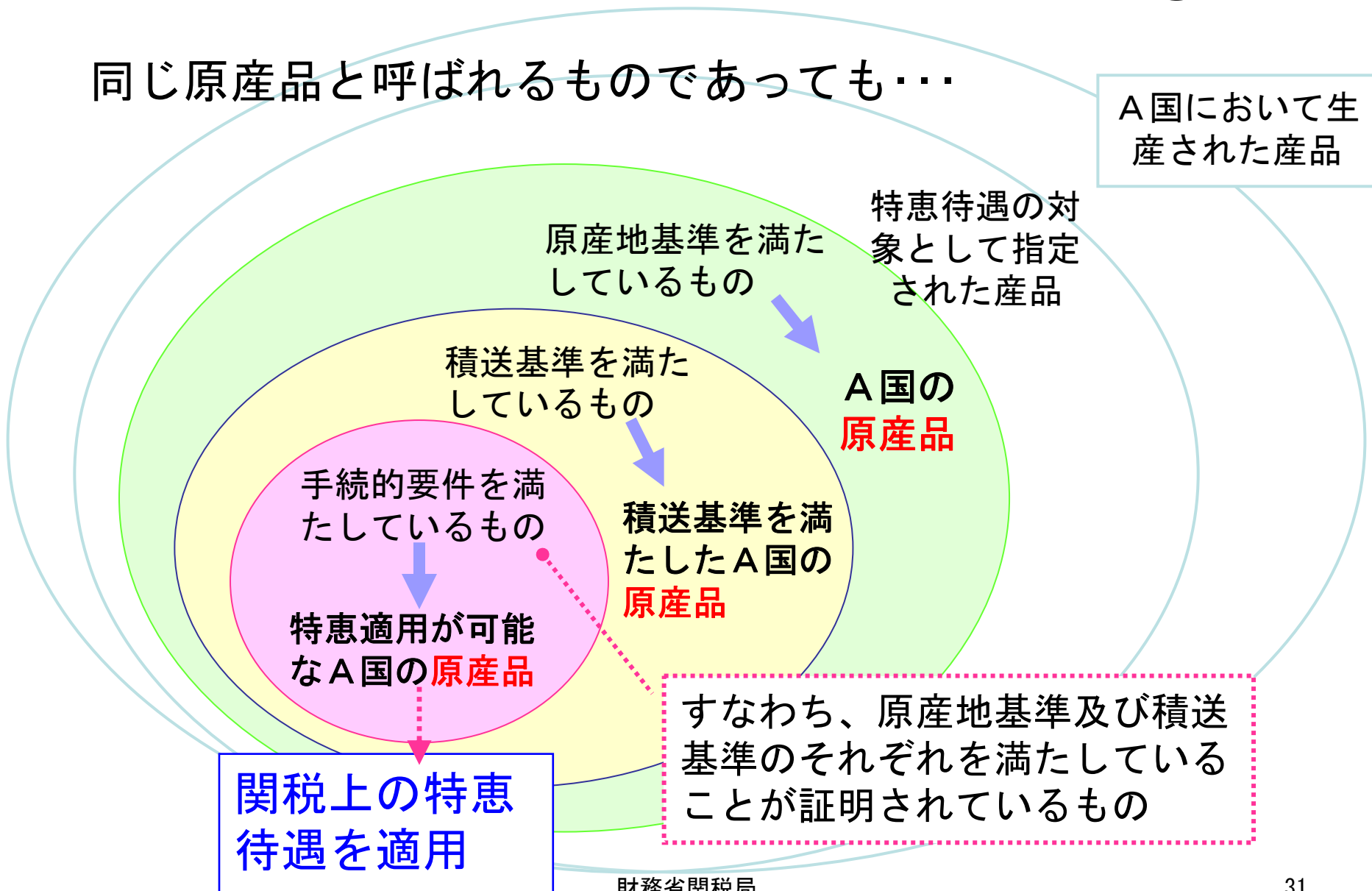
(注) 他にも必要な条件はある

# 特恵待遇を受けるための要件－①



# 特恵待遇を受けるための要件－②

同じ原産品と呼ばれるものであっても…



A国において生産された産品

特恵待遇の対象として指定された産品

原産地基準を満たしているもの

A国の原産品

積送基準を満たしているもの

積送基準を満たしたA国の原産品

手続的要件を満たしているもの

特恵適用が可能なA国の原産品

関税上の特恵待遇を適用

すなわち、原産地基準及び積送基準のそれぞれを満たしていることが証明されているもの

# (3) 個々の規則の構造 ①

		特恵原産地規則											品目別規則					
		非特恵原産地規則	WTO協定税率適用のための原産地規則	一般特恵原産地規則	シンガポール特恵原産地規則	メキシコ特恵原産地規則	マレーシア特恵原産地規則	チリ特恵原産地規則	タイ特恵原産地規則	インドネシア特恵原産地規則	ブルネイ特恵原産地規則	ASEAN包括特恵原産地規則		フィリピン特恵原産地規則	スイス特恵原産地規則	ベトナム特恵原産地規則	インド特恵原産地規則	
日シンガポール経済連携協定改正議定書により、この規定が追加（2007年9月2日発効）された。		総則的規定																
原産地規則	一般的定義																	
	完全生産品																	
	原産材料のみから生産される産品																	
	実質的変更基準	関税分類変更基準																
		加工工程基準																
		付加価値基準																
	補足的規定	実質的変更の例外	累積															
			僅少の非原産材料															
			原産資格を与えることとならない作業															
		その他の特別な規定	組み立ててないか又は分解してある産品															
			中間材料															
			代替性のある産品及び材料															
			セット、キット又は複合的な産品															
			間接材料															
	附属品、予備部品及び工具																	
小売用の包装材料及び包装容器																		
船積み用のこん包材料及びこん包容器																		
積送基準																		
手続的規定	関税上の特恵待遇等の要求																	
	原産地証明書等																	
	原産地証明書に基づく確認の要請																	
	原産品であるか否かについての確認のための訪問																	
	原産品であるか否かの決定及び関税上の特恵待遇等の決定																	
事前教示																		

明文規定は存在しないが、確認規定であることから実効的には担保されているとの理解

日シンガポール経済連携協定改正議定書により、この規定が追加（2007年9月2日発効）された。

原産地規則

品目別規則リスト

網掛けのない箇所は、規定が存在することを表す。

薄い網掛けを施した箇所は、明文規定は存在しないが、他の規定によりカバーされていることを表す。

濃い網掛けを施した箇所は、規定が存在しないことを表す。

黄色の網掛けを施した箇所は、協定には対応する規定がないが、関税法に対応する規定が存在することを表す。

# (3) 個々の規則の構造 ②

日シンガポール経済連携協定改正議定書により、この規定が追加（2007年9月2日発効）された。

右ほど新しい(\*)

総則的規定		非特惠原産地規則	WTO協定税率適用のための原産地規則	一般特惠原産地規則	シンガポール特惠原産地規則	メキシコ特惠原産地規則	マレーシア特惠原産地規則	チリ特惠原産地規則	タイ特惠原産地規則	インドネシア特惠原産地規則	ブルネイ特惠原産地規則	ASEAN包括的特惠原産地規則	フィリピン特惠原産地規則	スイス特惠原産地規則	ベトナム特惠原産地規則	インド特惠原産地規則	品目別規則		
原産地規則	一般の定義																		
	完全生産品																		
	原産材料のみから生産される産品																		
	実質的変更基準	関税分類変更基準																	
		加工工程基準																	
		付加価値基準																	
	補足的規定	実質的変更の例外	累積																
			僅少の非原産材料																
		その他の特別な規定	原産資格を与えることとならない作業																
			組み立ててないか又は分解してある産品																
			中間材料																
			代替性のある産品及び材料																
			セット、キット又は複合的な産品																
			間接材料																
	附属品、予備部品及び工具																		
小売用の包装材料及び包装容器																			
船積み用のこん包材料及びこん包容器																			
積送基準																			
手続的規定	関税上の特惠待遇等の要求																		
	原産地証明書等																		
	原産地証明書に基づく確認の要請																		
	原産品であるか否かについての確認のための訪問																		
	原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定																		
事前教示																			

改正前シンガポール特惠原産地規則は、一般特惠原産地規則との連続性も考慮して策定。

ここに大きな断層があるのが見て取れる。  
財務省関税局

メキシコ特惠原産地規則は、NAFTAの影響を強く受けて、新たな項目を数多く規定し、詳細化・精緻化。

(\*) 厳密には、フィリピン特惠原産地規則の基となる日フィリピン経済連携協定は、マレーシア特惠原産地規則の基となっている日マレーシア経済連携協定の次に署名されており、本来であれば、マレーシア特惠原産地規則のすぐ右に並ぶべきもの

# (3) 個々の規則の構造 ③

		非特惠 原産地 規則	右ほど新しい(*) 特惠原産地規則											品目別 規則			
		WTO協 定税率適 用のため の原産地 規則	一般特 恵原産 地規則	シンガ ポール 特惠原 産地規 則	メキシ コ特惠 原産地 規則	マレー シア特 恵原産 地規則	チリ特 恵原産 地規則	タイ特 恵原産 地規則	インド ネシア 特惠原 産地規 則	ブルネ イ特惠 原産地 規則	A S E AN包 括的特 恵原産 地規則	フィリ ピン特 恵原産 地規則	スイス 特惠原 産地規 則	ベトナ ム特惠 原産地 規則	インド 特惠原 産地規 則	品目別 規則	
原産地規則	一般的定義																
	完全生産品															-	
	原産材料のみから生産される産品																
	実質的 変更基 準	関税分類変更基準															品目別 規則リ スト
		加工工程基準															
		付加価値基準															
	補足的 規定	実質的 変更の 例外	累積														
			僅少の非原産材料														
			原産資格を与えることとならない作業														
		その他 の特別 な規定	組み立ててないか又は分解してある産品														
			中間材料														
			代替性のある産品及び材料														
			セット、キット又は複合的な産品														
			間接材料														
			附属品、予備部品及び工具														
			小売用の包装材料及び包装容器														
	船積み用のこん包材料及びこん包容器																
	積送基準																
	手続的 規定	関税上の特惠待遇等の要求															
		原産地証明書等															
原産地証明書に基づく確認の要請																	
原産品であるか否かについての確認のための訪問																	
原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定																	
事前教示																	

日シンガポール経済連携協定改正議定書により、この規定が追加（2007年9月2日発効）された。

総則的規定



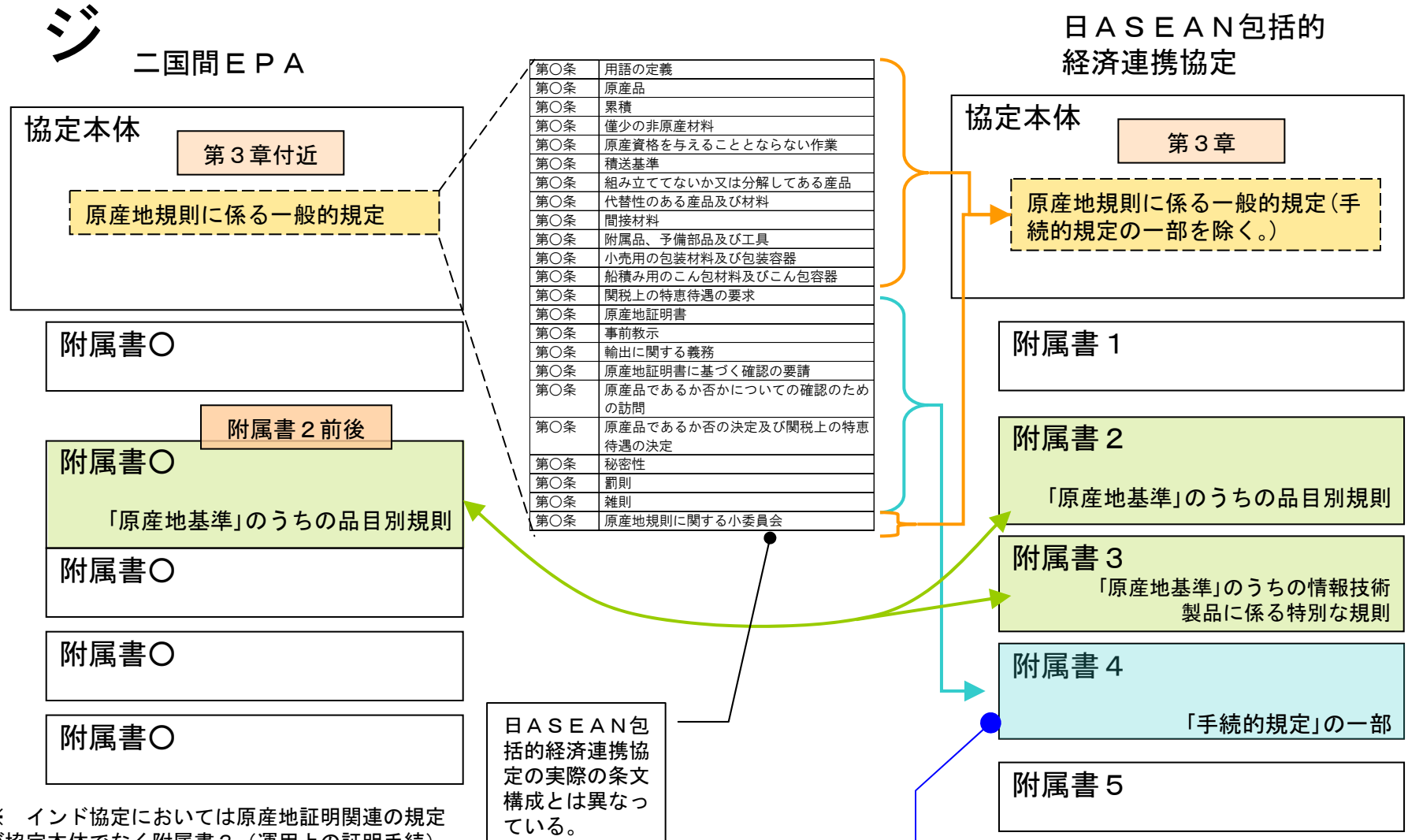
改正後のシンガポール特惠原産地規則は、マレーシア特惠原産地規則をスタンダードとするアセアン・タイプに近づいたものとなっている。

(\*) 厳密には、フィリピン特惠原産地規則の基となる日フィリピン経済連携協定は、マレーシア特惠原産地規則の基となっている日マレーシア経済連携協定の次に署名されており、本来であれば、マレーシア特惠原産地規則のすぐ右に並ぶべきもの

マレーシア特惠原産地規則は、メキシコ特惠原産地規則の際に新たに導入した要素をほぼ受け継いでいるが、規定振りを見ると、一般特惠原産地規則・現行シンガポール特惠原産地規則の影響も見て取れる。これ以降のASEAN諸国との二国間のEPA特惠原産地規則のスタンダード的な存在。

チリ特惠原産地規則は、メキシコ特惠原産地規則と類似したスタイルとなっている。

# 二国間EPAと日ASEAN包括的経済連携協定における原産地規則の構造のイメージ



# A S E A N 包括特惠原産地規則の構成

		協定	運用上の規則	関税法	関税法施行令	関税法基本通達等	品目別規則		
原産地規則	総則的規定								
	原産地基準	完全生産品	第24条 (a) 第25条				6 8 5 2		
		原産材料のみから生産される産品	第24条 (c)						
		実質的変更基準	第24条 (b) 第26条第1項 (b)、同第2項、同第4項			68-5-4 (1)			
	実質的変更基準	加工工程基準	第24条 (b) 第26条第2項、同第4項、同第5項					品目別規則リスト	
		付加価値基準	第24条 (b) 第26条第1項 (a)、同第2項、同第3項、第27項			68-5-4 (6)			
	補足規定	実質的変更の例外	累積	第29条	規則 8				附属書2 (及び)
			僅少の非原産材料	第28条					
			原産資格を与えることとならない作業	第30条					
		その他の特別な規定	組み立ててないか又は分解してある産品						
			中間材料						
			代替性のある産品及び材料	第35条					
			セット、キット又は複合的な産品						
			間接材料	第34条					
	附属品、予備部品及び工具	第33条							
小売用の包装材料及び包装容器	第32条第2項、同第3項			68-5-4 (3)					
船積み用のこん包材料及びこん包容器	第32条								
積送基準		第31条				68-5-9 68-5-10			
手続的規定	関税上の特惠待遇等の要求		規則 1、3	規則12	第68条第2項	第61条第1項第2号 同条第4項、7項、8項	68-5-6、68-5-12 68-5-15~68-5-16		
	原産地証明書		第36条	規則 1、2、4	規則 2~ 規則9、規則14	第61条第5項	68-5-11、 68-5-14~68-5-15 68-5-17、68-5-18 (Customs form C No. 5290-9)		
	原産地証明書に基づく確認の要請								
	原産品であるか否かについての確認のための訪問								
	原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定		規則 1、6~8	規則11、規則14			68-5-21		
事前教示		—		第7条第3項		7-17~7-19			

これに見るとおり、各種の構成要素が、種々の法令のいろいろな場所に規定されている。

# 各EPAにおける原産地規則関連条文の構成の比較

協定で規定されている範囲

EPA名称	第4章 原産地規則				第5章 原産地証明書及び税関手続				附属書4			附属書5		統一規則 (Uniform Regulations)
	第22条	...	第38条 (定義)	第39条	...	第2節 運用及び執行		第49条 (定義)	品目別規則			原産品であることについての確認		
日メキシコ経済連携協定														
日チリ経済連携協定	第4章 原産地規則				第5章 原産地証明書及び税関手続				附属書2			附属書3 附属書4		運用上の手続規則 (Operational Procedures)
	第1節 原産地規則		第2節 原産地証明書及び関連手続		第3節 他の規定		品目別規則			権限のある当局		原産地証明書の必要記載事項		
日シンガポール経済連携協定 日マレーシア経済連携協定 日タイ経済連携協定 日フィリピン経済連携協定 日ブルネイ経済連携協定 日インドネシア経済連携協定	第3章 原産地規則								附属書2			附属書3		運用上の手続規則 (Operational Procedures)
	第27条等(定義)		...				品目別規則			日シンガポール経済連携協定は附属書II A		日シンガポール経済連携協定は附属書II B		
日ASEAN包括的経済連携協定	第3章 原産地規則				附属書4 運用上の証明手続				附属書2 附属書3			附属書4の別添		運用上の規則 (Implementing Regulations)
	第23条(定義)		...		第37条		品目別規則			情報技術製品		原産地証明書の必要記載事項		
日スイス経済連携協定	第2章				附属書2 原産地規則				付録1 付録2 付録3					運用上の手続規則 (OPERATIONAL PROCEDURES referred to in Annex II)
	第23条(原産地規則)		原産地規則に関する規定については、附属書2で定める。		第1条~第31条				品目別規則			原産地証明書の様式 原産地申告の申告文		
日ベトナム経済連携協定	第3章 原産地規則				附属書3 運用上の証明手続				附属書2			附属書3の付録		運用上の規則 (Implementing Regulations)
	第23条(定義)		...		第37条		品目別規則			原産地証明書の必要記載事項				
日インド経済連携協定	第3章 原産地規則				附属書3 運用上の証明手続				附属書2					運用上の手続規則 (Implementing Procedures)
	第26条(定義)		...		第41条		第1節~第11条				品目別規則			

## 5. 原産地はどのようにして決定するのか？

(1) 原産地の決定はどのような概念に基づいて行われるか？

(2) 原産地の決定方法はどのように表現されるか？

# (1) 原産地の決定はどのような概念に基づいて行われるか？

生産に

- ① 1カ国のみが関与する場合、
  - ② 2カ国以上が関与する場合、及び、
  - ③ 厳密には2カ国以上が関与しているが、外見上は1カ国で完結しているように見える場合
- の3つに分けて考慮

①の場合：当該国が原産地  
(完全生産品)

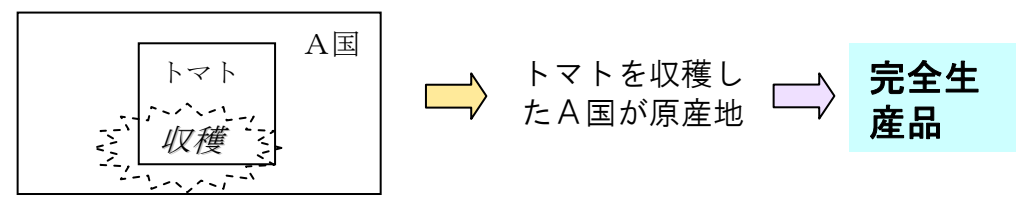
②の場合：生産工程の中で「実質的な変更」が最後に起こった(又は「十分な変更」が起こった)国が原産地  
(実質的変更基準を満たす産品)

③の場合：外見上、生産が完結して見える当該国が原産地  
(原産材料のみから生産される産品)

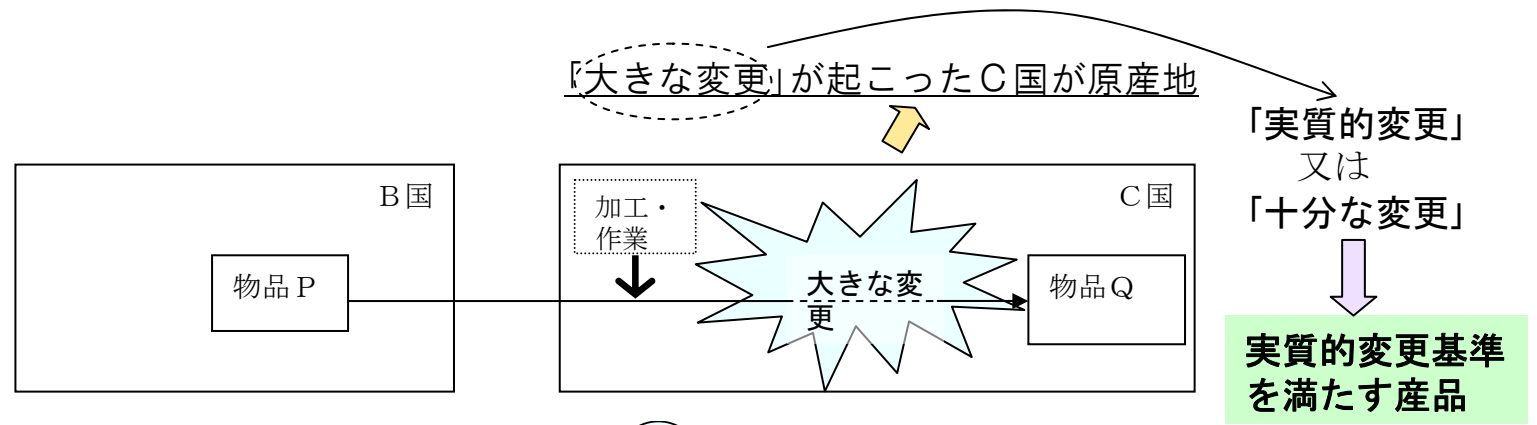
この概念は、11のEPA特恵原産地規則において規定

# 3つのカテゴリーの例

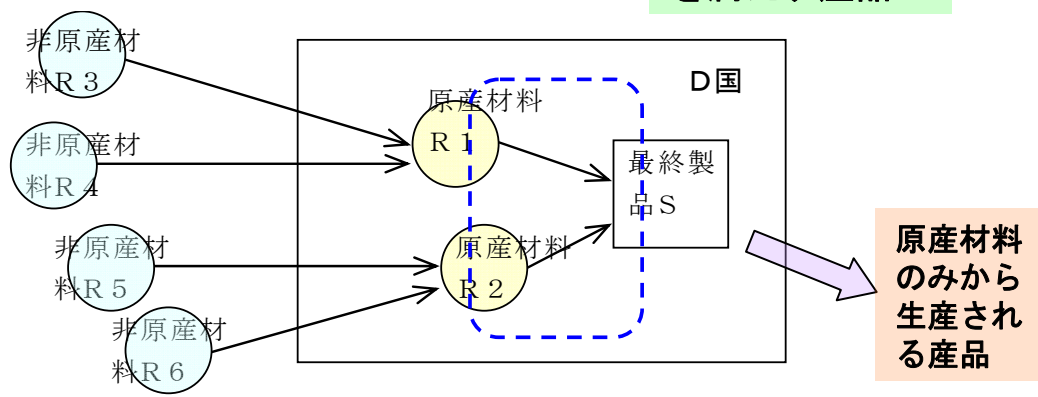
① 生産に1カ国のみが関与する場合



② 生産に2カ国以上が関与する場合



③ 生産に、厳密には2カ国以上が関与しているが、外見上は1カ国で完結しているように見える場合



# 3つのカテゴリーの違い(基本的な考え方)

完全生産品

材料をどこまで遡っても原産材料のみ(\*)

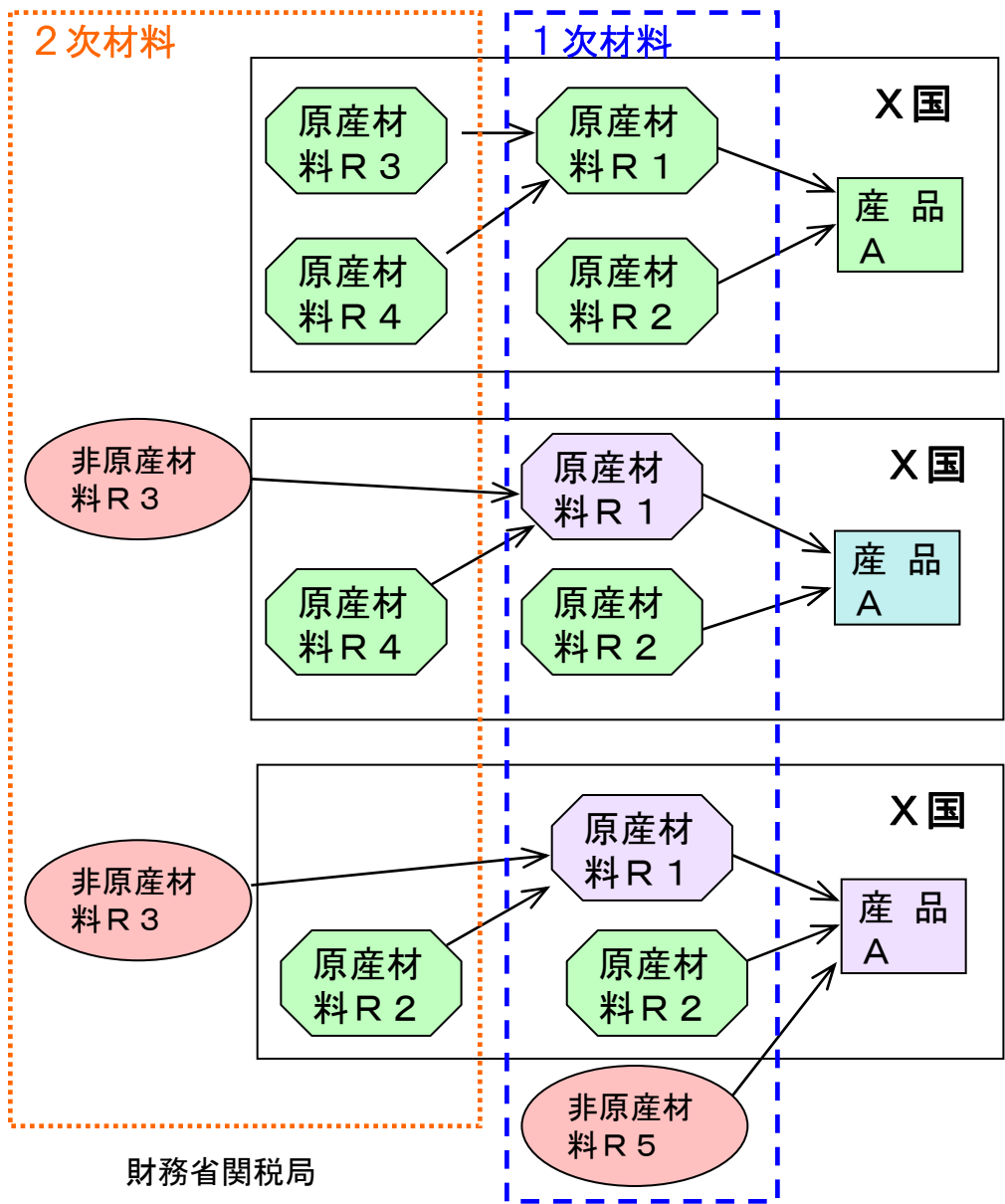
(\*) 厳密には、この表現は正確ではない。

原産材料のみから生産される産品

材料の材料(2次材料)のうち少なくとも1つは非原産材料

実質的変更基準を満たす産品

材料(1次材料)のうち少なくとも1つは非原産材料



# (2) 原産地の決定方法はどのように表現されるか？

## インドネシア特惠原産地規則における表現方法

日インドネシア経済連携協定  
第29条 原産品

- 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
  - (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの
  - (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
  - (c) **非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの**

① 完全生産品

③ 原産材料のみから生産される産品

② 実質的変更基準を満たす産品

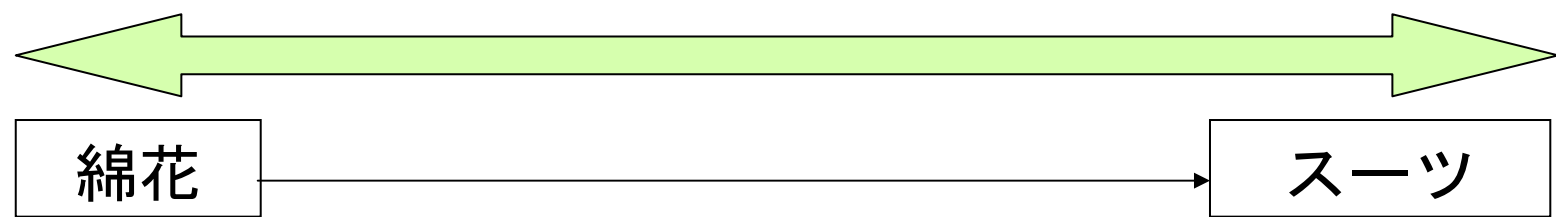
他のEPA特惠原産地規則においてもほぼ同様の規定が策定されている。

# 混乱しやすい点：「完全に生産される」の意味

いわゆる「完全生産品」

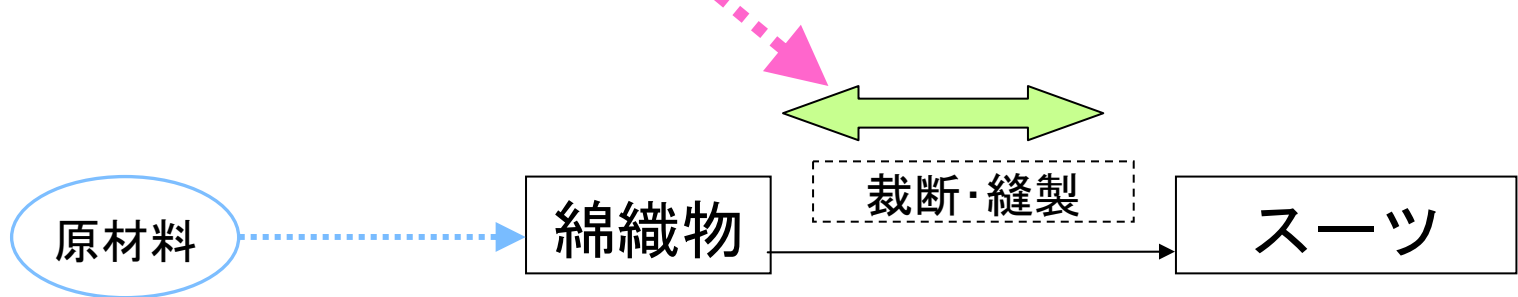
= (一の国において) 100%すべてが生産されている(\*)

(\*) 厳密な表現ではない。



「完全に生産される」

= 指定された生産行為が (一の国において) 100%完全に行われている



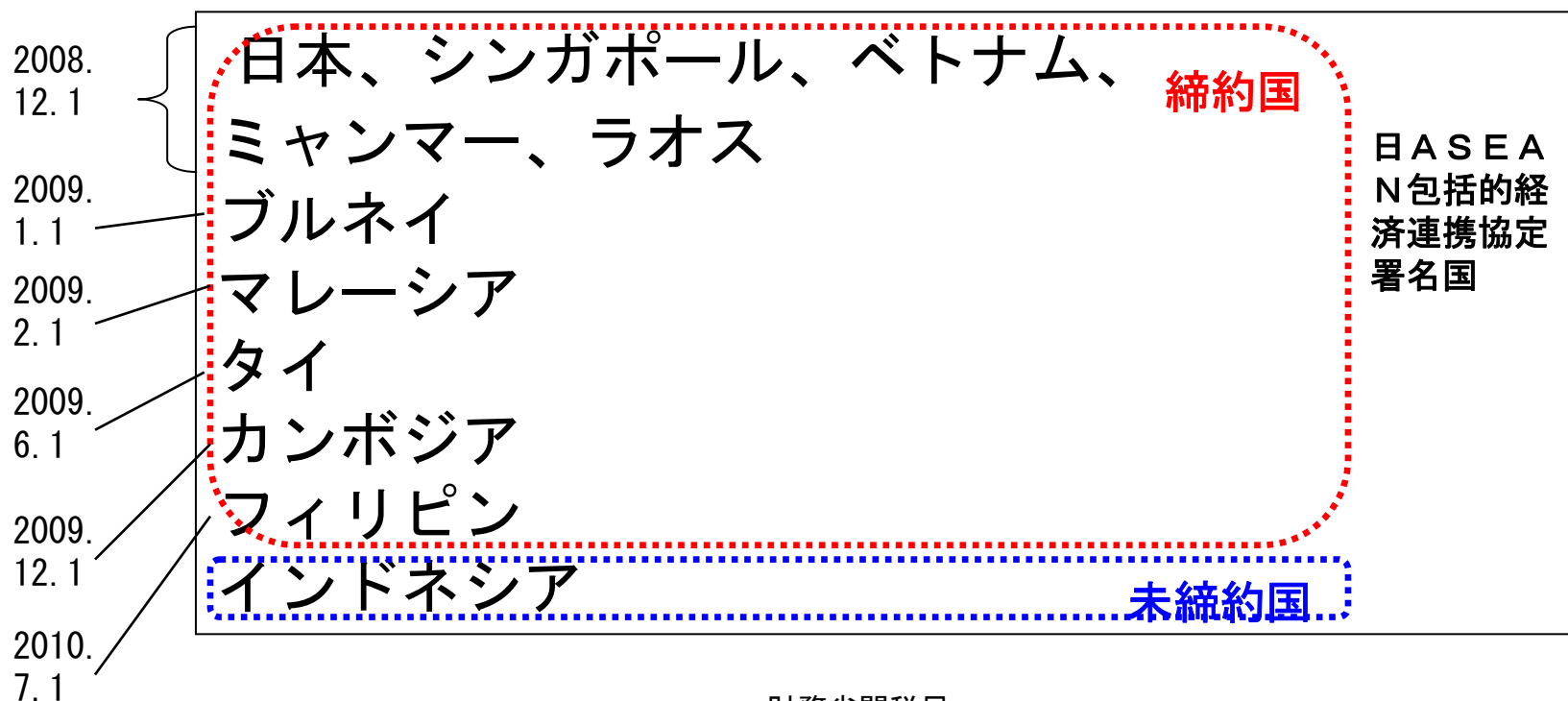
# 6. 補足事項

## 日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点①

この協定の効力が及ぶのは発効のために必要な国内手続を終了した旨を通告  
 (\*した「締約国」に対してのみ。 (\*詳細は日ASEAN包括的経済連携協定第79条参照。  
 なお、現時点では、11の署名国のすべてが「締約国」という訳ではない。

日ASEAN包括的経済連携協定の権利・義務関係はこの「締約国」の間でのみ有効

(2011年12月1日現在)



## 日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点②

日ASEAN包括的経済連携協定と日本の東南アジア諸国との間の既存の二国間EPAとは並存する。(注)

(輸出しようとする産品が、**両方の協定の原産地規則のどちらとも満たす場合**には)いずれの協定に基づく特恵税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。

ただし、両協定の原産地規則の間には微妙な差異があり、要確認。

例えば、マレーシアから輸出される産品が、日マレーシア経済連携協定及び日ASEAN包括的経済連携協定のいずれの原産地規則も満たす場合

いずれの原産地証明書を取得するか  
に依存する。



日マレーシア経済連携協定

いずれを適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択

日ASEAN包括的経済連携協定



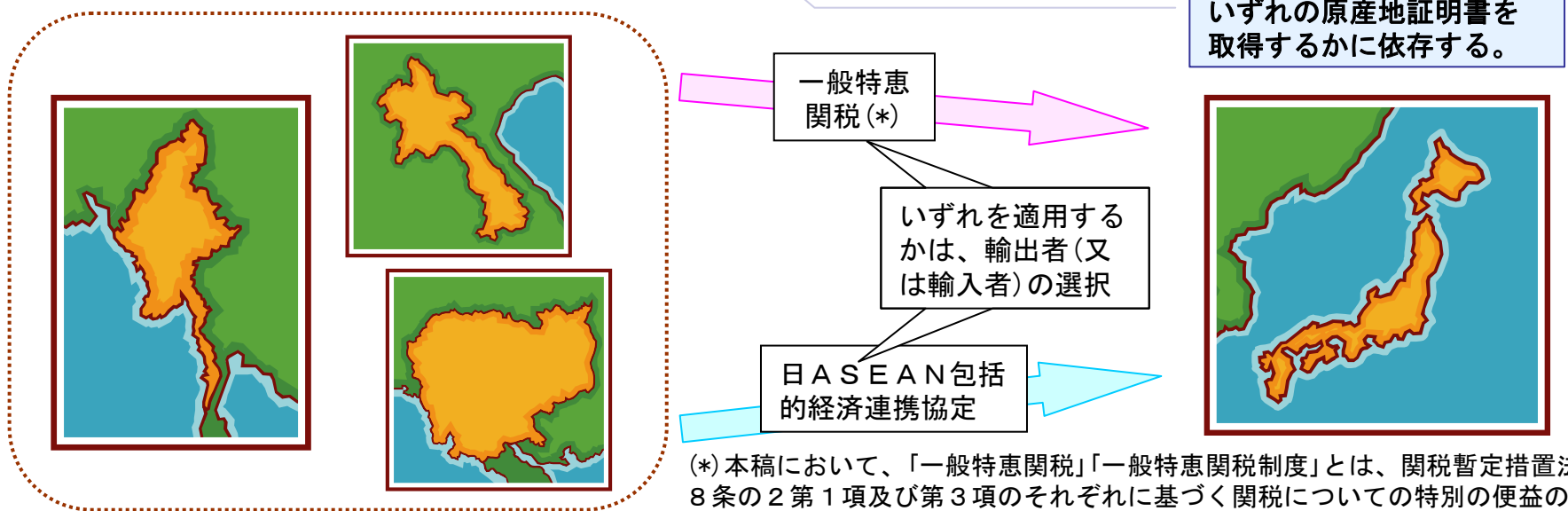
(注) ASEAN包括協定のEPA税率及び二国間EPA税率よりも低い一般特恵税率についても並存する。

# 日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点③

LDC (カンボジア、ラオス及びミャンマー)に関しては、日ASEAN包括的経済連携協定と一般特惠関税制度(\*)とが並存する。

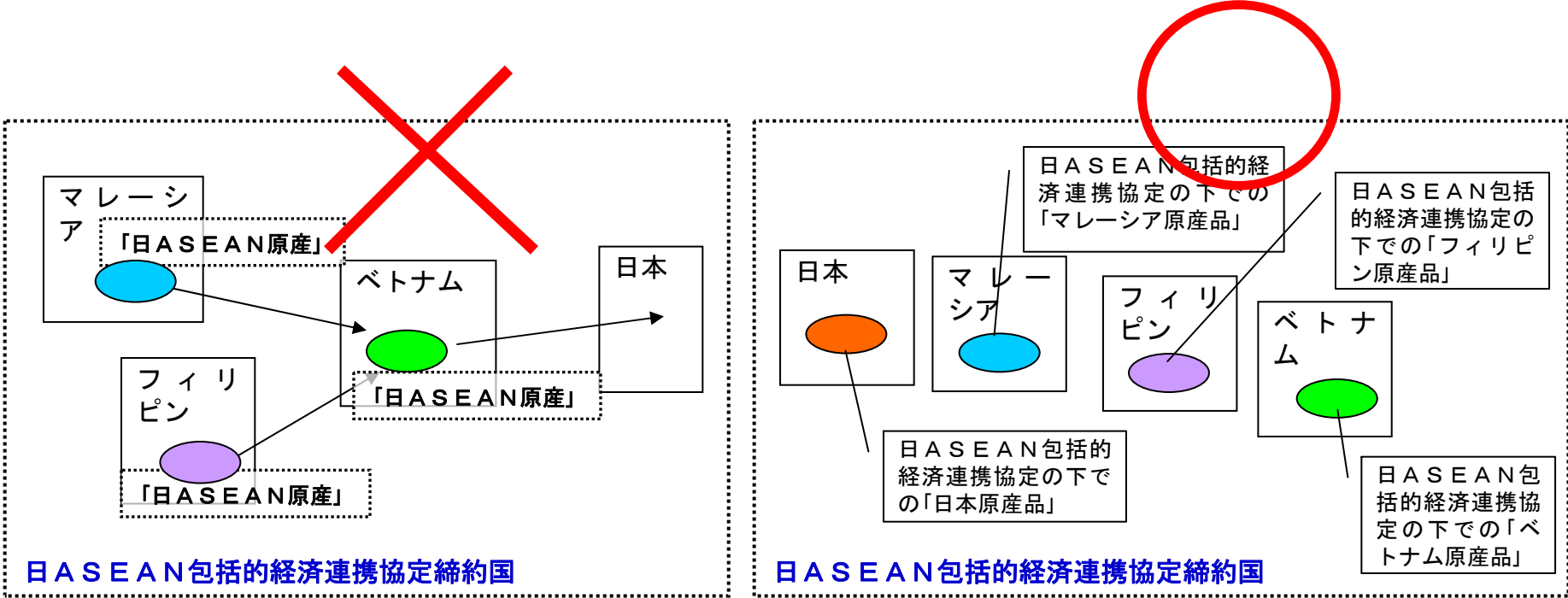
(輸出しようとする産品が、両者の原産地規則のどちらとも満たす場合には)いずれに基づく特惠税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。

ただし、両者の原産地規則の間には微妙な差異があり、要確認。



(\*) 本稿において、「一般特惠関税」「一般特惠関税制度」とは、関税暫定措置法第8条の2第1項及び第3項のそれぞれに基づく関税についての特別の便益の総称を表すものとする。ここに掲げる3カ国のLDCに対しては、より厳密には、同条第3項に基づく便益が付与されることとなる。

# 日ASEAN包括的経済連携協定に係る留意点④



日ASEAN包括的経済連携協定に関し、

『同協定の下では「日ASEAN原産」という概念がある』

というイメージを持ってしまいがちだが、これは**誤り**である。協定においては「日ASEAN原産」という概念は規定されておらず、単に日ASEAN包括的経済連携協定の下での「マレーシア原産品」、「フィリピン原産品」、「ベトナム原産品」等という概念が存在するだけである。

以上で第 1 部を終わります。

「第 2 部 原産地規則の各論」については、別のリンクをご覧ください。

